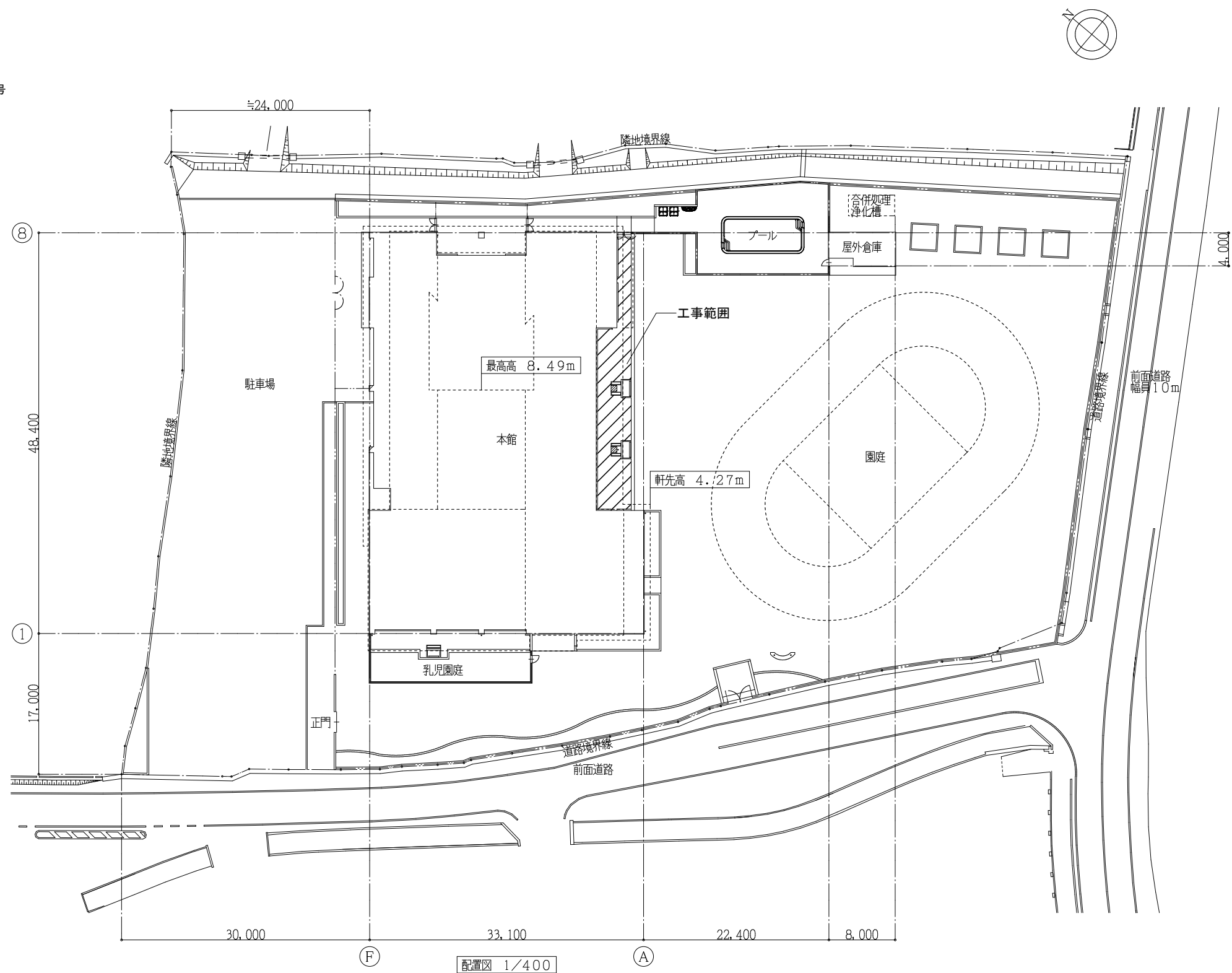


特記仕様書

工事名称	大和認定こども園幼児教室前テラスシート張替工事
工事場所	三原市大和町下徳良
工事内容	大和認定こども園幼児教室前のテラスシートの張替を行う。 [工事概要] (1) テラスシート張替 ・面積A=110㎡
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書 (各 令和4年版 国土交通省官房官庁営繕部監修)に基づき施工する。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 ・建築基準法、同施行令、同施行規則 ・消防法、同施行令 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則 ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則 ・建設業法、同施行令、同施行規則 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・石綿障害予防規則 ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法 ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令 ・その他関係法令
工事保険等	受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に参加しなければならない。
疑義変更	本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。 商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。 設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和7年9月25日をもって工期とする。 このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
留意事項	・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。 ・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。 ・図面に明示されていない事項であっても、工事に必要とされる事は工事範囲とする。 ・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員との承諾を受けた場合は、この限りではない。 ・本工事は「三原市週休2日工事等実施要領」（令和7年1月6日制定）の対象工事とする。 ・工事着手前までに「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。 ・「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。 ・週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。

- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・こども園関係者の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。
苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・工事車両は、場内を5 km/h 以下で徐行すること。
- ・工事中の雨水・湧水・洗浄水等の排水については、ノッチタンクによる汚泥等の処理を行う等した上で、適切に排水すること。定期的にpHを測定し、必要に応じて中和を行うこと。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
りに施工すること。仮設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

大和認定こども園
幼児教室前テラスシート張替工事

図面名称

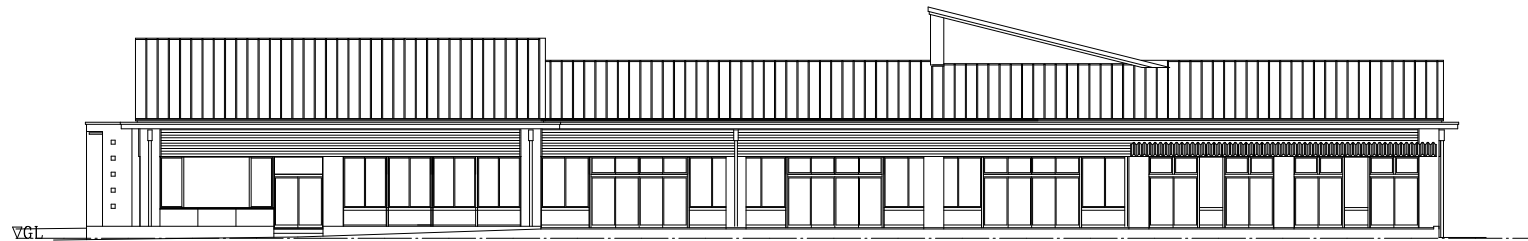
付近見取図・配置図

縮尺

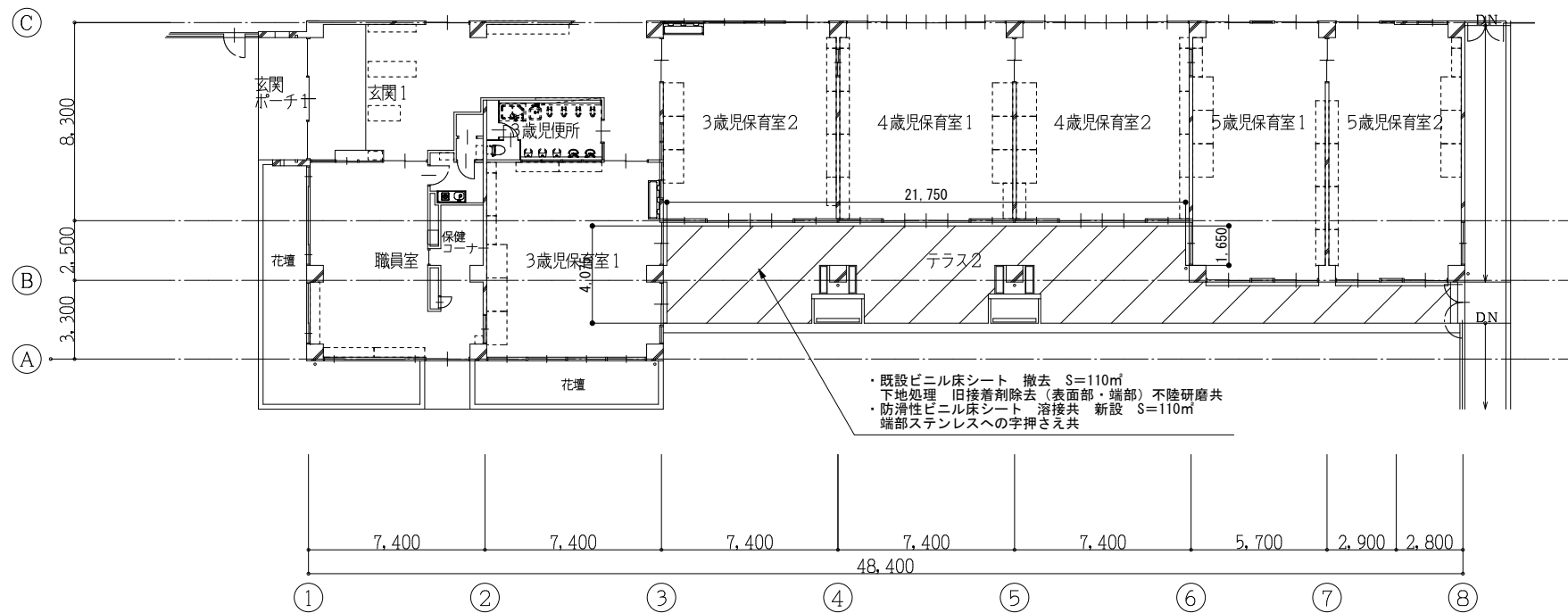
No
Scale
1/400

図面番号

A-01

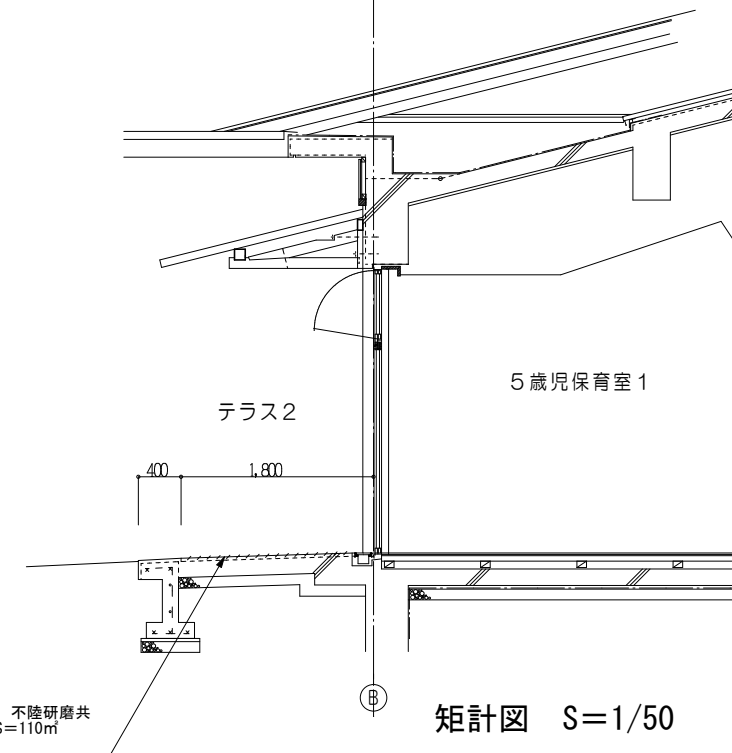
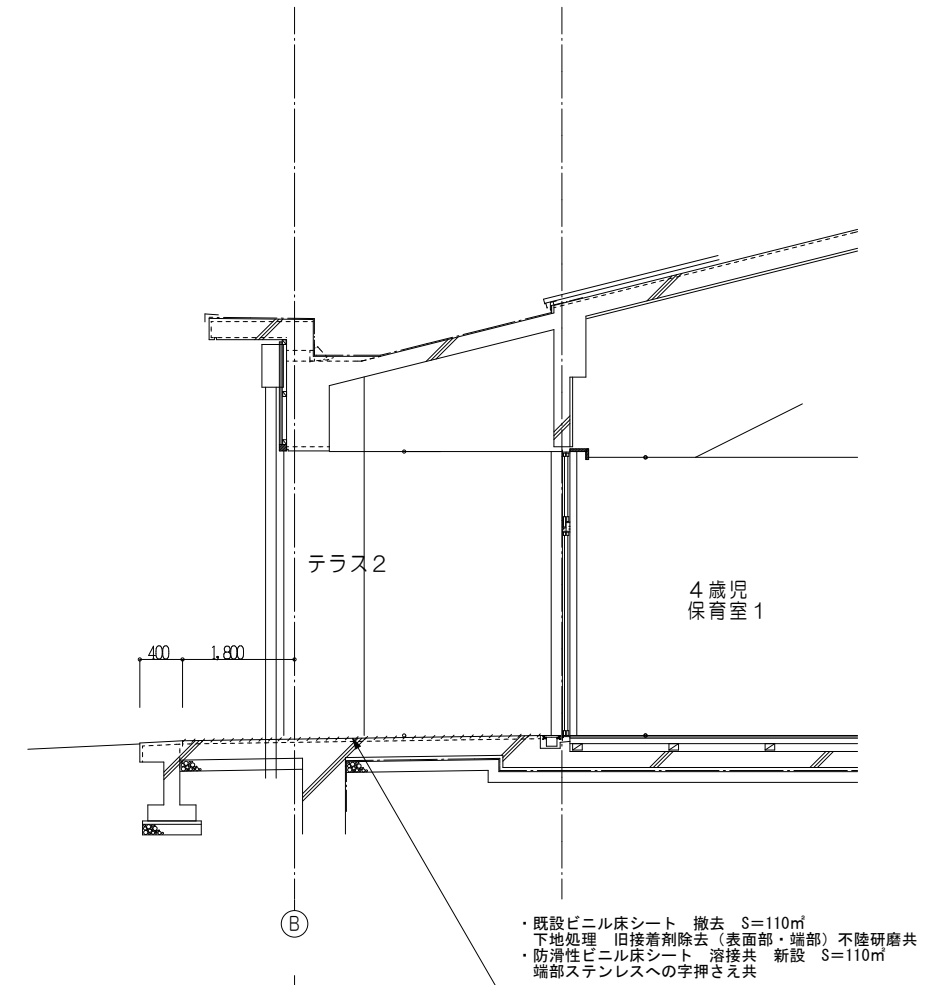


南側立面図 S=1/200



1階平面図 S=1/200

【仮設計画】
・安全対策として、フェンスバリケードを見込んでいる
・設置箇所について監督員及び大和認定こども園と協議の上決定する。



矩計図 S=1/50



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

大和認定こども
園幼児教室前テラスシート張替工事

図面名称

南側立面図
1階平面図
矩計図

縮尺

1/200
1/50

図面番号

A-02

参 考 数 量 書

工 事 名 称 大和認定こども園幼児教室前テラスシート張替工事

工 事 場 所 三原市大和町下徳良

[工 事 概 要]

用途, 構造, 面積	認定こども園, 鉄筋コンクリート造平屋, 延床面積1,465㎡	
工 事 範 囲	内外装工事一式	
別 途 工 事	無 し	
工 期	契約締結日の翌日 ～ 令和7年9月25日	
一 般 事 項		
《 工事予算内訳 》	合 計 金 額	
〈内 訳〉		
区 分	金 額	概 要
設 計 金 額		
消 費 税 額		
合 計 金 額		

工事費内訳

名 称		数 量	单 位	金 額	備 考
直接工事費					
建築工事		1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
工事価格		1	式		
消費税等相当額		1	式		消費税率 10 %
工事費		1	式		

建築工事 種目別内訳

[illegible]

建築工事 科目別内訳

大和認定こども園

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

建築工事 細目別内訳

[illegible]

共通仮設費(積上) 明細

[illegible]